

地域建設業経営強化融資制度（融資のモデルケース）

【特徴】

受注者は、㈱建設経営サービス（東日本建設業保証㈱100%子会社）への工事請負代金債権の譲渡について発注者である市から承諾を受け

- (1) 工事の出来高部分について、㈱建設経営サービスから、融資を受けることができます。
- (2) 工事の出来高を超える部分については、東日本建設業保証㈱の保証を受け金融機関から融資を受けることができます。

[融資例]

1 融資金額試算の条件

- ① 請負金額1億円の工事
- ② 前払金4,000万円を受領済み
- ③ 工事の出来高70% (1億円×70%=7,000万円)

2 借入可能額5,000万円

(請負金額の9割9,000万円から前払金4,000万円を除いた額)

注：1割は違約金対応

※違約金とは、工事請負契約書に定める<甲の解除権>による、契約が解除された場合における違約金のことで、万が一契約が解除された場合、請求の際発注者より前払金、違約金等を控除した額が組合に支払われるため、完成通知がでるまでの保留金とするもの。

(1) ㈱建設経営サービスの転貸融資（出来高部分）

・融資額 3,000万円

出来高	前払金	融資金額
7,000万円	4,000万円	= 3,000万円

(2) 金融保証による金融機関からの融資（出来高を超える部分）

・融資額 2,000万円

請負金額の	前払金	出来高部分の融資金額
9,000万円	4,000万円	= 2,000万円